

# 令和8年度 人吉市立第二中学校 PTA総会資料

---

---

令和8年4月27日(月)

- 1 PTA 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議案事項
  - 第1号議案 令和7年度事業報告
  - 第2号議案 令和7年度収支決算及び監査報告
  - 第3号議案 人吉市立第二中学校PTA表彰・慶弔規定, PTA規約, 表彰者紹介
  - 第4号議案 役員等選出
  - 第5号議案 令和8年度努力目標及び事業計画
  - 第6号議案 令和8年度収支予算
- 5 表彰
- 6 本年度職員紹介
- 7 その他資料
  - けが等の医療費(スポーツ振興センター)
  - 給食費無償化について
  - ビジサポ、県P共済について
  - わくわくサポーターについて
  - その他

※ 本年度 PTA 総会の資料は、人吉二中ホームページ「配付プリント関係」に掲載しております。ホームページを検索してください。

人吉二中ホームページ「配付プリント関係」  
<https://jh.higo.ed.jp/hitoyoshi2jhs/>

令和7年度PTA事業報告

月	本部	1年部	2年部	3年部	専門部					備考
					地方委員会	広報部	保健体育部	家庭教育部	環境美化部	
4	㉔PTA総会	㉔学年PTA	㉔学年PTA	㉔学年PTA						㉔部活動後援会総会
5	㉒第1回運営委員会 ㉒合同役員会 ㉑体育大会 ㉓あいさつ運動				㉒地方委員会総会 ㉓あいさつ運動	㉒合同役員会 ㉑体育大会写真撮影 ㉗編集委員会	㉒合同役員会 ㉑体育大会 ㉘㉙集団宿泊教室交通整理協力	㉒合同役員会 ㉑体育大会協力	㉒合同役員会	
6	㉓あいさつ運動 ○市P連総会 ㉑第2回運営委員会			㉗役員・職員懇親会 ㉘学年委員会議	㉓あいさつ運動	㉗編集委員会				㉑読み聞かせ
7	㉑あいさつ運動 ○人権教育研修会 ○地区懇談会	㉒学年PTA	㉒学年PTA	㉒役員会議 ㉒学年PTA	㉑あいさつ運動	㉘新聞発行				
8	㉑四校交流会 ㉓親子美化作業			㉖学年委員会議	㉓親子美化作業(西瀬校区)				㉓親子美化作業(西瀬校区)	
9	㉒あいさつ運動 ㉑第3回運営委員会			㉖㉗学年行事	㉒あいさつ運動					㉒読み聞かせ
10	㉗あいさつ運動 ㉑熊本の学び研究発表会協力 ㉑九州PTA福岡大会			㉙学年行事反省会	㉗あいさつ運動	㉘編集委員会				㉑読み聞かせ
11	㉑熊本県PTAあまくさ大会 ㉑二中祭協力 ㉑あいさつ運動				㉑あいさつ運動	㉑二中祭写真撮影	㉑二中祭交通整理協力	㉑二中祭接待協力		
12	㉒あいさつ運動 ㉑門松づくり	㉑学年PTA	㉑学年PTA	㉑学年PTA・役員会議	㉒あいさつ運動 ㉑PTA選考委員会	㉑合唱コンクール写真撮影 ㉑編集委員会 ㉒新聞発行	㉑合唱コンクール交通整理協力 ㉑門松づくり		㉑門松づくり	㉑選考委員会
1	㉓あいさつ運動 ○市P連家庭教育講演会			㉑学年委員会議	㉓あいさつ運動 ㉑第2回地方委員会	㉑編集委員会	㉑㉒修学旅行交通整理協力		○門松の撤去作業	㉑読み聞かせ
2	㉓あいさつ運動 ㉑第5回運営委員会			㉑学年PTA	㉓あいさつ運動	㉑編集委員会				
3	㉓あいさつ運動 ㉑卒業式	㉑学年PTA	㉑学年PTA・立志行事	㉑卒業を祝う会	㉓あいさつ運動	㉑新聞発行	㉑卒業式交通整理協力	㉑エプロン補修		

令和7年度 P T A会計決算書

人吉第二中学校 P T A

1 収入の部

(▲:減 単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 会費	1,259,600	1,243,687	▲ 15,913	
2. 分担金	52,200	51,450	▲ 750	県P安互保険(@150)
3. 雑収入	24,795	4,592	▲ 20,203	預金利息、過年度未納金
4. 繰越金	514,789	514,789	0	前年度より繰越
合 計	1,851,384	1,814,518	▲ 36,866	

2 支出の部

(▲:減 単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 事務費	20,000	18,386	▲ 1,614	用紙、封筒、切手
2. 会議費	100,000	73,000	▲ 27,000	
運営委員会	80,000	73,000	▲ 7,000	会費補助
選考委員会	20,000	0	▲ 20,000	
3. 研修費	300,000	155,668	▲ 144,332	
県P大会	40,000	13,648	▲ 26,352	参加費、交通費
九P大会	250,000	142,020	▲ 107,980	参加費、交通費
役員研修	10,000	0	▲ 10,000	
4. 運営費	355,000	347,000	▲ 8,000	
本部役員	160,000	167,000	7,000	会費補助
地方委員会	15,000	0	▲ 15,000	
学年委員会	120,000	120,000	0	各学年活動費
広報部	15,000	15,000	0	広報部活動費
保健体育部	15,000	15,000	0	保健体育部活動費
家庭教育部	15,000	15,000	0	家庭教育部活動費
環境美化部	15,000	15,000	0	環境美化部活動費
5. 活動費	505,000	423,872	▲ 81,128	
P T A新聞発行費	360,000	305,580	▲ 54,420	PTA新聞代
体育大会警備費	35,000	44,000	9,000	体育大会警備委託料
講演会費	30,000	0	▲ 30,000	
読書推進、読み聞かせ	10,000	0	▲ 10,000	
美化作業、門松づくり	70,000	74,292	4,292	美化作業お茶代、門松材料代
6. 団体交際費	20,000	10,000	▲ 10,000	弔慰金
7. 負担金	270,720	270,000	▲ 720	市・県P負担金
8. 分担金	52,200	52,200	0	県P安互保険
9. 予備費	228,464	10,880	▲ 217,584	振込手数料、義援金
合 計	1,851,384	1,361,006	▲ 490,378	

3 差 引 収入合計 支出合計 差引残額  
 1,814,518 円 - 1,361,006 円 = 453,512 円 (次年度に繰り越し)

上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

人吉市立第二中学校 P T A会長 永田 政司 

人吉市立第二中学校 P T A会計 上田 真利奈 

人吉市立第二中学校 P T A会計 前田 詩織 

## 令和7年度 教育活動後援会会計決算書

人吉第二中学校教育活動後援会

### 1 収入の部

(▲:減 単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 会費	1,388,714	1,379,502	▲ 9,212	
活動費等	1,036,734	1,029,480	▲ 7,254	
分担金	351,980	350,022	▲ 1,958	県P共済P災、賠償責任保険
2. 雑収入	48,629	16,310	▲ 32,319	預金利息、過年度未納金
3. 繰越金	674,977	646,477	▲ 28,500	前年度より繰越
合 計	2,112,320	2,042,289	▲ 70,031	

### 2 支出の部

(▲:減 単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 生徒会費	45,000	55,550	10,550	生徒会活動費(リーダー研修等)
2. 学校行事費	232,000	14,208	▲ 217,792	
体育大会	12,000	14,208	2,208	学級旗代
二中祭	220,000	0	▲ 220,000	
3. 選手派遣費	700,000	308,300	▲ 391,700	
中体連選手派遣費	640,000	290,300	▲ 349,700	県大会
文化部派遣費	60,000	18,000	▲ 42,000	アンサンブルコンテスト
4. 会議費	30,000	0	▲ 30,000	
5. 引率旅費	30,000	0	▲ 30,000	
6. 指導者謝金	120,000	100,000	▲ 20,000	外部コーチ謝金
7. 文化振興費	197,000	96,780	▲ 100,220	
図書費	97,000	96,780	▲ 220	教材ニュース等
給食エプロンクリーニング	100,000	0	▲ 100,000	
8. 分担金	351,980	351,980	0	
県PTA共済P災コース	210,500	210,500	0	生徒393人、職員28人
責任賠償保険(基本プラン)	3,930	3,930	0	生徒393人
ビシサホ学校賠償プラン(@350)	137,550	137,550	0	生徒393人
9. 予備費	406,340	62,109	▲ 344,231	振込手数料他
合 計	2,112,320	988,927	▲ 1,123,393	

### 3 差 引

収入合計

支出合計

差引残額

2,042,289 円 - 988,927 円 = 1,053,362 円(次年度に繰り越し)

上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

人吉市立第二中学校PTA会長 永田 政司 

人吉市立第二中学校PTA会計 上田 真利奈 

人吉市立第二中学校PTA会計 前田 詩織 


令和7年度 教育活動費会計（派遣費貸付）出納簿


人吉市立第二中学校


2025年 月 日	項目	部名	区分	摘 要	収入金額	支払金額	差引残高
4 1	繰越金			前年度からの繰り越し	1,196,081		1,196,081
7 16	宿泊費	陸上部	県大会	県中体連（陸上） No. ①		105,000	1,091,081
7 16	交通費	陸上部	県大会	県中体連（陸上） No. ②		34,650	1,056,431
7 16	昼食費	陸上部	県大会	県中体連（陸上） No. ③		22,680	1,033,751
7 16	宿泊費	男子バスケ部	県大会	県中体連（男子バスケ） No. ④		63,000	970,751
7 16	交通費	男子バスケ部	県大会	県中体連（男子バスケ） No. ⑤		42,000	928,751
7 16	昼食費	男子バスケ部	県大会	県中体連（男子バスケ） No. ⑥		12,600	916,151
8 7	昼食費	陸上部	県大会	県中体連（陸上） No. ⑦		-840	916,991
8 7	交通費	男子バスケ部	県大会	県中体連（男子バスケ） No. ⑧		80,104	836,887
8 7	交通費	陸上部	県大会	県中体連（陸上） No. ⑨		18,491	818,396
8 18	交通費、昼食費	水泳部	県大会	県中体連（水泳） No. ⑩		9,382	809,014
8 18	交通費、宿泊費、昼食費	水泳部	県大会	県中体連（水泳） No. ⑪		10,920	798,094
8 18	交通費、昼食費	水泳部	県大会	県中体連（水泳） No. ⑫		6,272	791,822
8 18	交通費、昼食費	水泳部	県大会	県中体連（水泳） No. ⑬		9,189	782,633
8 18	交通費、昼食費	水泳部	県大会	県中体連（水泳） No. ⑭		9,596	773,037
9 5	交通費、昼食費	卓球部	県大会	県中体連（卓球） No. ⑮		3,682	769,355
9 5	交通費、宿泊費、昼食費	クリスポ	県大会	県中体連（バドミントン） No. ⑯		8,320	761,035
9 5	交通費、昼食費	クリスポ	県大会	県中体連（バドミントン） No. ⑰		9,952	751,083
9 15	雑収入			預金利息	884		751,967
9 19	交通費、宿泊費	体操部	県大会	県中体連（体操） No. ⑱		7,470	744,497
9 19	交通費	体操部	県大会	県中体連（体操） No. ⑲		5,263	739,234
9 19	交通費	体操部	県大会	県中体連（体操） No. ⑳		3,846	735,388
9 19	交通費	体操部	県大会	県中体連（体操） No. ㉑		3,679	731,709
9 19	昼食費	体操部	県大会	県中体連（体操） No. ㉒		2,520	729,189
9 19	昼食費	人柔館	県大会	県中体連（柔道） No. ㉓		4,200	724,989
9 19	交通費	人柔館	県大会	県中体連（柔道） No. ㉔		8,998	715,991
9 19	交通費、宿泊費	人柔館	県大会	県中体連（柔道） No. ㉕		8,156	707,835
9 19	交通費、宿泊費	人柔館	県大会	県中体連（柔道） No. ㉖		10,352	697,483
9 19	交通費、宿泊費	人柔館	県大会	県中体連（柔道） No. ㉗		8,859	688,624
9 19	交通費、宿泊費	人柔館	県大会	県中体連（柔道） No. ㉘		8,173	680,451
11 26	交通費	学校代表	郡市大会	郡市中体連（駅伝） No. ㉙		43,200	637,251
11 26	交通費、宿泊費、昼食費	水泳部	県大会	県中体連（水泳） No. ㉚		9,423	627,828
11 26	交通費、昼食費	ソフト部	県大会	県中体連（ソフトボール） No. ㉛		37,589	590,239
1 8	交通費、昼食費	吹奏楽部	文化	県アンサンブルコンテスト（吹奏楽） No. ㉜		107,723	482,516
2 9	市助成金			人吉市より	719,490		1,202,006
3 9	雑収入			預金利息	575		1,202,581
				計	1,917,030	714,449	1,202,581

上記のとおり報告します。なお、残額は令和8年度へ繰り越します。

令和8年3月31日

人吉市立第二中学校PTA会長 永田 政司 

人吉市立第二中学校PTA会計 上田 真利奈 

人吉市立第二中学校PTA会計 前田 詩織 

令和7年度教育活動後援会会計収支決算書

人吉市立第二中学校

1 特別積立金収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
繰越金	567,913	
雑収入	510	預金利息
計	568,423	

2 特別積立金支出の部

項目	金額	備考
予備費	462,000	製氷機設備工事
	106,423	ワンタッチテント購入
計	568,423	

収入額 568,423円 - 支出額 568,423円 = 残額 0円

上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

人吉市立第二中学校教育活動後援会長

永田 政司



人吉市立第二中学校教育活動後援会会計

上田 真利奈



人吉市立第二中学校教育活動後援会会計

前田 詩織



# 監査報告書

人吉市立第二中学校PTAの会計について、下記のとおり監査を行いました。


- 1 日 時 令和8年4月9日（木）午後18時00分
- 2 場 所 人吉市立第二中学校 事務室
- 3 監査した書類 PTA会計、教育活動会計の出納帳、証憑、預金通帳

監査の結果、異常を認めなかったことを報告します。

令和8年4月27日

人吉市立第二中学校PTA

監査 吉村拓朗 

監査 西邨亮 

監査 黒木真介 

# 人吉市立第二中学校PTA表彰・慶弔規定

## 第1条 目的

人吉市立第二中学校PTA会員相互の親和を深めることを目的として、この規定を設定する。

## 第2条 経費

本規定の運営のために要する経費は、PTA予算より支出する。

## 第3条 運営

### 1 表彰について

(1) 本会の運営委員会及び監査として、本会の運営活動に貢献した会員については、本会を去る時点で表彰する。

○会長1年以上

○下記役員を通算で2年以上

記：副会長・書記・会計・運営委員・監査

(2) その他、特に表彰することが適当と認められた者については、PTA運営委員会の協議決定に基づいて表彰する。（PTA会員以外の者も含める。）

(3) 表彰はPTA会長及び学校長の連名にて行う。

(4) 表彰は、総会において行う。但し、事情によっては臨時にこれを行う。

### 2 慶弔について

(1) 生徒及び会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円を贈り、会葬する。

(2) 職員の父母又は配偶者の死亡の場合は、弔慰金として5,000円を贈る。

(3) その他、特別な事由が生じた場合は、執行部会の協議により対処する。

付 則 本規定は平成5年4月1日より施行する。

本規定は平成29年4月1日より施行する。

本規定は平成30年4月1日より施行する。

本規定は平成31年4月1日より施行する。

上記規定により、2名の方を表彰させていただきます。

椎葉 浩太郎 様 内布 光 様

本会への貢献、大変ありがとうございました。

# 人吉市立第二中学校PTA規約（案）

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、人吉市立第二中学校PTAと称し、事務所を人吉市立第二中学校（以下「本校」という。）内に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は、生徒の幸福と健全な成長のために保護者と教師が協力して家庭と学校との連絡を緊密にし、社会における教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の活動をする。

- (1) よい保護者よい教師となるために、学習・文化活動を進める。
- (2) 教育に対する理解を深め、これを援助し、生徒の生活環境の改善に努める。
- (3) 家庭と学校を通じ、教育運動をすすめながら実践活動に努める。
- (4) 公教育費の拡充を図る努力をする。
- (5) 生徒の教育諸活動による健全な心身の育成を図るために、教育活動後援会を結成する。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、生徒の福祉に関係ある他の団体に対しては積極的に協力する。

第5条 本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする事業は行わず、かつ、本会の事業以外で、どのような目的のためにも本会の名称や役員の名前を用いない。

## 第4章 会員

第6条 本会の会員は、本校の生徒の保護者及び職員とする。

## 第5章 会員の権利と義務

第7条 本会の会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第8条 会員は、すべてのことに平等の権利と義務を有する。

## 第6章 役員、監査、専門部長及び地方委員長とその任期

第9条 本会に次の役員及び監査を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人（うち1人は女性とする。）
- (3) 書記 若干名（職員若干名、保護者2人）
- (4) 会計 2人（職員1人、保護者1人）
- (5) 監査 3人

第10条 役員、監査、専門部長及び委員長（以下「役員等」という。）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員等は、任期終了後といえども、新役員等の選任まではその職務を行うものとする。

第11条 役員、監査、専門部長及び委員長に欠員を生じた場合は、次に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

- (1) 会長に欠員を生じた場合は、副会長の中から互選により会長の職務を代理する者（以下「会長職務代理者」という。）を選考し、運営委員会の承認を得なければならない。
- (2) 副会長、書記、会計及び監査に欠員を生じた場合は、役員は後任者を選考し、運営委員会の承認を得なければならない。
- (3) 専門部長及び委員長に欠員を生じた場合は、副部長及び副委員長を職務代理者（副部長及び副委員長が複数ある場合は、互選による。）とし、運営委員会の承認を得なければならない。
- (4) 会長職務代理者及び補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 本条の規定により会長職務代理者を選考し、又は役員等の補充を行った時は、速やかに会員に対し周知するものとする。

## 第7章 役員、監査、専門部長及び地方委員長の選出

第12条 役員、監査、専門部長及び地方委員長の選出は、選考委員会を設置し、候補者を選出する。ただし、選考委員長は、選考委員会の互選とする。

- 2 選考委員会は、1学年及び2学年委員長、各専門部長、職員若干名、地方委員代表各校区2人によって構成する。この場合において、地方委員各校区代表は、地方委員会で選出する。
- 3 選考委員会は、第9条に規定する役員、監査、専門部長及び地方委員長の候補者を選出し、候補者の了解を得て定期総会に諮り、その承認を得て決定する。
- 4 選考委員会は、その任務の終了したときに解散する。

## 第8章 役員及び監査の任務

第13条 役員及び監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括代表し、会の運営上必要な会合を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の記録、通知など会の運営上必要な事務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 監査は、必要に応じ会計を監査し、定期総会にその結果を報告する。

## 第9章 総会

第14条 総会は、本会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、毎年度初めに開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたととき、又は会員の10分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。

第15条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 予算の決定
- (2) 決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員等の選任（ただし、第11条によるものを除く。）

第16条 総会は、全会員の過半数の出席によって成立する。この場合において、欠席者は、委任状を提出することをもって出席とみなすことができる。

第17条 総会の議事は、第33条に規定するものを除き、出席者の過半数で決する。

- 2 総会の議長は、その都度総会において、選出する。

## 第10章 運営委員会

第18条 運営委員会の構成は、別表第1のとおりとする。

第19条 運営委員会は、本会の運営及び企画、予算案の作成並びに総会で決定された事項の処理に当たる。

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第21条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席を必要とし、議事は、出席者の過半数で決する。

## 第11章 委員会及び専門部会

第22条 本会に次の委員会を設ける。

(1) 地方委員会 各地域における教育環境を醸成し、生徒の校外における生活指導、学校と保護者との提携推進を図る。

(2) 学年委員会 学年における教育課程及び生徒の健全育成の推進に協力し、学年PTAの運営及び学年相互の連絡協調を図る。

第23条 委員会委員の選出と構成は、次のとおりとする。

(1) 地方委員会の委員は、各地区から若干名選出し、委員の互選によって副委員長3人を選出する。

(2) 学年委員会は、各学級において選出された委員と各学年所属職員によって構成し、委員の互選により委員長1人、副委員長2人を選出する。

第24条 本会には、次の専門部を置く。

(1) 広報部 本会の活動の意義及び事業についての共通理解促進並びに会員相互の意思疎通を図る。

(2) 保健体育部 生徒と会員の健康の増進及び体力の向上に努め、会員相互の融和親睦を図るとともに、生徒の登下校時等の安全確保に努め、学校と保護者との提携推進に努力する。

(3) 家庭教育部 生徒の心理的・身体的発達と学校教育課程に対する理解を深め、この部の独自性を生かし情操教育の推進に努める。

(4) 環境美化部 学校内整備に当たり、教育環境の向上に努める。

第25条 各専門部員の選出は、各学級から専門部の部員1人ずつを選出する。ただし、各学級から選出できない場合は学年から選出するものとする。

2 各部の総会にて部員の互選により副部長を2人を選出する。

第26条 委員並びに専門部員は、会員の意見をとり入れ、取捨選択して議題の内容を豊かにするとともに、それらの意見を委員長、副委員長、部長、副部長を通じて運営委員会に反映させるように努める。

第27条 各委員長、副委員長及び各専門部長、副部長は、本会の役員並びに他の委員長、副委員長、専門部長、副部長を兼任してはならない。

## 第12章 特別委員会

第28条 本会は、必要に応じて、総会の議決によって、特別委員会を設置することができる。この場合において、特別委員会は、その付託された事項を企画し、又は具体策を運営委員会に反映させ、付託事項、経過及び結果を総会に報告した後に解散する。

### 第13章 会計

第29条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第30条 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第31条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第14章 規約の改正

第33条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。この場合において、改正案は、総会開催の少なくとも5日前に全会員に知らせておかなければならない。

### 第15章 細則

第34条 会長は、本会の運営上必要と認めるときは、運営委員会の承認を得て細則を定めることができる。

#### 附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

昭和47年5月16日一部改正

昭和51年5月15日一部改正

昭和52年5月28日一部改正

昭和54年5月26日一部改正

昭和55年5月17日一部改正

昭和56年5月16日一部改正

昭和57年5月15日一部改正

昭和61年5月15日一部改正

平成 4年5月14日一部改正

平成13年5月 9日一部改正

平成17年4月28日一部改正

平成19年4月27日一部改正

平成22年4月30日一部改正

平成23年4月28日一部改正

平成26年5月 2日一部改正

平成31年4月26日一部改正

令和 4年4月 1日一部改正

#### 別表第1（第18条関係）

役員、校長、教頭、主幹教諭、各学年委員長、地方委員長、各専門部長、各学年主任、生徒指導主事、PTA 担当職員、事務職員
---

## 人吉市立第二中学校選手派遣費運用規定

人吉市立第二中学校に在籍する生徒の中体連大会等の出場に付いて、人吉市立第二中学校教育活動費より本運用規定に則り選手派遣費の補助を行うものとする。

### (1) 選手派遣費

#### ①対象大会及び補助活動

- (a) 補助の対象大会は部活動による中体連大会に伴う県大会、九州大会、全国大会とする。尚、部活動以外の学校代表（PTA会長、学校長双方が承諾したもの）として参加する活動に付いては補助の対象とする。
- (b) PTA会長、学校長双方の承諾を得た部活動及び学校代表であれば(文化部の活動を含む)選手派遣費予算を超えない範囲で補助等を助成できる。PTA会長、学校長の承認を得た部活動及び活動は当該年度のみ有効とする。PTA会長、学校長は、各活動の承認を出す際には必ず運営委員会に報告をする事。

※承認対象 3年連続対象大会補助を受けていない部活動  
学校代表で参加する大会、文化コンクール、英語暗唱大会等（選手派遣費予算内）

#### ②補助の内容

- (a) 大会参加に伴う選手派遣費は、選手 1 名につき定額を支給する。選手とは大会登録選手とする。選手への補助であり日数等は関係しない。

開催地	補助額	
熊本県内	日帰りの場合(一大会 2 回までとする。)	1,500 円
	宿泊の場合	4,000 円
九州管内 (沖縄を除く)	日帰りの場合	4,000 円
	宿泊の場合	6,000 円
九州管外 (沖縄を含む)		10,000 円

- (b) 3年連続補助を受けてない部活動に付いては熊本県内（1,500 円）を基準に補助を出す。ただし、上限を 15,000 円とする。

### (2) 特別積立金

全国大会に出場する場合だけ特別積立金を使用し、補助額は開催地にかかわらず、1 人 10,000 円とする。ただし特別積立金を使用した場合には積立金 500,000 円 を上限とし随時積立てを行うものとする。

### (3) 貸付制度

人吉市の大会及び文化関係出場派遣費助成基準に則り全額貸付を行うものとする。貸付を受けた活動については、翌年度の人吉市からの助成金をもって当貸付制度に返金するものとする。尚、この貸付制度については、人吉市の大会及び文化関係出場派遣助成基準に則って貸付する為、本規定の対象大会及び補助活動に該当しなくても貸付を行うものとする。

### (4) 同窓会寄付

人吉市立第二中学校同窓会の規定により支援していただく。

付則 平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)(1)の②の(b)については、平成 28 年度及び平成 29 年度中に該当する対象についても、適用するものとする。

## 人吉二中教育活動後援会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、人吉市立第二中学校 PTA 規約第3条第5号の規定に基づき、教育活動後援会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本会を「人吉二中教育活動後援会」と称し、事務所を人吉市立第二中学校（以下「本校」という。）内におく。

(会員)

第3条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校職員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 学校教育諸活動への協力と援助
  - (2) 文化並びに体育の振興のための、部活動の育成と後援
  - (3) その他、本会の目的の趣旨に添う諸活動の協力と援助
- (役員等)

第5条 本会の役員は、本校 PTA 役員で構成する。

- 2 会長は、本校 PTA 会長をもって充て、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 部長は、各部を指導する本校職員をもって充てる。
- 4 部活動後援会長は、各部の後援会代表をもって充てる。

(会議・運営等)

第6条 本会の会議は、総会、役員会、部活動部長会及び部活動後援会長会とする。

- 2 総会は、本校 PTA 総会をもってこれに充て、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 役員会は、本校 PTA 運営委員会をもってこれに充て、本会の運営に関し、必要な事項を協議する。
- 4 部活動部長会は、随時開催する。
- 5 部活動後援会長会は、各学期に1回の会議を開催する。
- 6 部活動後援会長は、各部後援会の総会を開催し、その結果を役員会に報告する。
- 7 部に本校職員以外の指導者を置く場合は、本校職員及び部長会が協議し、総会で決定し、校長と会長が委嘱する。

(収入)

第7条 本会の収入は、会員の会費、分担金及び助成金とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第9条 本会の会費は、教育活動費とする。

- 2 教育活動費は、本校に在籍する生徒人数に定額を乗じた金額とする。
- 3 会費の金額及び納入方法は、役員会で審議し、総会において決議する。

(支出)

第10条 本会の支出項目は、次のとおりとする。

- (1) 教育諸活動費
- (2) 教育諸活動の生徒派遣費
- (3) 大会等の選手派遣費
- (4) 教育諸活動の生徒引率費
- (5) 大会等の選手引率費
- (6) 運営及び事務費
- (7) その他

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

## 令和8年度 人吉二中PTA役員一覧表（案）

役職	氏名	生徒氏名	学年	地区
会長	永田 政司	永田 脩恵	2	西瀬
副会長	野田 佳典	野田 大虎	3	西
副会長	坂口 朋夏	坂口 蒼琉	3	中原
副会長	椎葉 貴之	椎葉 勇匠	2	西瀬
書記	緒方 一幸	緒方 友音	2	中原
書記	才新 美香	才新 愛莉	3	西
会計	上田 真利奈	上田 權惶	3	西
監査	大柿 英樹	大柿 銀次	2	中原
監査	東 一馬	東 凜	2	西
監査	松田 亜希子	松田 結依斗	2	西瀬
広報部長	飯田 光	飯田 龍	2	西瀬
保健体育部長	告口 勝司	告口 友彬	3	中原
家庭教育部長	上村 あゆみ	上村 栞菜	2	西瀬
家庭教育副部長	乙益 薫	乙益 伊吹	2	西瀬
環境美化部長	中村 史尚	中村 奏海	3	西
地方委員長	日隠 由貴	日隠 喬斗	2	西瀬
1学年長	永田 一起	永田 蒼二郎	1	西
2学年長	田中 聡	田中 絢登	2	中原
3学年長	下林 聖侍	下林 遥	3	中原

## PTA活動

### 1 令和8年度人吉二中PTA努力目標

#### (目的) PTA 規約第2条

本会は、生徒の幸福と健全な育成のために、保護者と教職員が協力して、家庭と学校との連絡を密にし、社会における教養を高めることを目的とする。

#### 人吉二中PTA努力目標

##### 1 健全な青少年の育成指導

- (1) 学校、家庭、地域の連携協力と地域教育力の充実に努める。
- (2) 健全で明るい家庭づくりと、基本的な生活習慣の確立に努める。
- (3) 校外における健全な生活態度の育成指導に努める。
- (4) 地区別懇談会への積極的参加と、運営の工夫・推進に努める。

##### 2 会員研修及び各部活動への創意工夫と積極的推進

- (1) PTA 諸研究会等へ積極的に参加する。
- (2) 会員の研修活動の推進強化に努める。
- (3) 学校教育方針の理解と協力を努める。
- (4) 人権教育への理解を深め、研修を推進する。

##### 3 教育環境の整備充実への協力

- (1) 美しい学校づくりの推進に協力する。
- (2) 教育条件整備へ積極的に協力する。
- (3) 地域社会環境の整備に努める。

#### 令和8年度 重点目標

**魂燃やせ、二中生**  
**夢への一歩は、やったもん勝ち**

## 令和8年度人吉二中PTA事業計画概要（案）

### <事業計画推進体制>

部・委員会	目 的	事業内容
本部	PTA活動全体の運営。 会員研修。活動への参加促進。 他校や地域との連携推進。	総会・運営委員会等。 家庭教育講演会。 読書及び読み聞かせの推進。
学年部 (学年委員会)	学年内の保護者の融和。 学年活動への理解促進。 生徒の健全育成の推進に協力。	学年PTA協力 学年懇親会の開催。 学年行事の実施。
地方委員会	各校区での保護者の融和。 校区特有の課題解決。	体育大会。親子美化作業協力 校区一斉あいさつ運動への参加。
広報部	PTA活動の意義、取組、成果の 周知。会員の共通理解の促進。	PTA新聞の作成。 行事記録への協力。
保健体育部	体育行事の支援。 健康づくりや体力づくりに関し、 保護者の理解を進め、家庭におけ る実践促進。	体育大会・二中祭・集団宿泊教室・ 修学旅行・卒業式等における交通整 理。 門松づくり。
家庭教育部	PTA活動において、保護者なら ではの視点を維持確保する。 保護者同士の仲間づくり。	体育大会協力。家庭教育研修等。 バザー開催。エプロン補修。 市P家庭教育部との連携。
環境美化部	子どもたちの心を育てるための美 しい環境、豊かな環境を提供する。	体育大会（美化活動）。 親子美化作業（実施運営）。 門松づくり（主）。
全会員	上記の活動は、会員の皆様のご協力がないと成り立ちません。 ご参加よろしく申し上げます。	

令和8年度PTA事業計画(案)

月	本部	1年部	2年部	3年部	専門部					備考
					地方委員会	広報部	保健体育部	家庭教育部	環境美化部	
4	㉗PTA総会	㉗学年PTA	㉗学年PTA	㉗学年PTA						㉗各部活動後援会
5	㉒第1回運営委員会 ㉒合同役員会 ㉒体育大会 あいさつ運動	㉒合同役員会	㉒合同役員会	㉒合同役員会	㉒地方委員会総会 あいさつ運動	㉒合同役員会 ㉒体育大会写真撮影	㉒合同役員会 ㉒体育大会交通整理協力 ㉒㉓集団宿泊教室交通整理協力	㉒合同役員会 ㉒体育大会接待協力 ○市P連家庭教育部会	㉒合同役員会	
6	あいさつ運動 ○市P連総会 ○第2回運営委員会				あいさつ運動					㉒読み聞かせ
7	あいさつ運動 ○四校交流会 ○人権教育研修会	㉓学年PTA	㉓学年PTA	㉓学年PTA	あいさつ運動	○新聞発行 ○新聞仕分け		○市P連家庭教育部 新旧役員会		
8	親子美化作業			○学年行事	親子美化作業				親子美化作業	
9	あいさつ運動 ○第3回運営委員会				あいさつ運動			○市P連家庭教育部 会		
10	あいさつ運動 九州PTA大会				あいさつ運動	㉓合唱コンクール写真撮影				㉒読み聞かせ
11	あいさつ運動 熊本県PTAあまくさ大会 ㉒学習成果発表会協力 ○市P連体育事業 ○門松づくり				あいさつ運動	㉒学習成果発表会 写真撮影 ○門松づくり写真撮影	○門松づくり		○門松づくり	○次年度役員選考 委員会
12	あいさつ運動 ○第4回運営委員会	㉒学年PTA	㉒学年PTA	㉒学年PTA	あいさつ運動	○新聞発行 ○新聞仕分け				○次年度役員選考 委員会
1	あいさつ運動 ○市P連家庭教育講演 会				あいさつ運動		㉒㉓修学旅行交通 整理協力	○市P連家庭教育 講演会	○門松の撤去作業	○次年度役員選考 委員会 ㉒読み聞かせ
2	あいさつ運動 ○第5回運営委員会		立志行事	㉒学年PTA	あいさつ運動					
3	あいさつ運動 ㉒卒業式	㉓学年PTA	㉓学年PTA	○卒業を祝う会	あいさつ運動	○新聞発行 ○新聞仕分け	㉒卒業式交通整理 協力	○エプロン補修		

# 令和8年度PTA会計収支予算書(案)

人吉市立第二中学校PTA

## 1 収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	1,158,300	1,259,600	△ 101,300	3,300円×351名 (P323、T28)
分担金	48,450	52,200	△ 3,750	県P安互保険 150円×324名(Pのみ)
学校徴収金口座引落手数料	177,650	0	177,650	引落手数料(110円×5回×324件) 学校徴収金引き落とし手数料徴収のため 1家庭当たり500円増額
雑収入	1,075,451	24,795	1,050,656	預金利息、教育活動後援会費繰越金他
繰越金	453,512	514,789	△ 61,277	令和7年度からの繰越金
計	2,913,363	1,851,384	1,123,256	

## 2 支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
事務費	20,000	20,000	0	事務費 20,000 円
会議費	80,000	100,000	△ 20,000	運営委員会 80,000 円 選考委員会 0 円
研修費	180,000	300,000	△ 120,000	県P大会 30,000 円 九P大会 150,000 円 役員研修 0 円
運営費 (文化振興費)	310,000	355,000	△ 45,000	本部役員 170,000 円 地方委員会 10,000 円 学年委員会 90,000 円 広報部 10,000 円 保健体育部 10,000 円 家庭教育部 10,000 円 環境美化部 10,000 円
活動費	560,000	505,000	55,000	PTA新聞発行費(3回) 310,000 円 生徒会活動費 50,000 円 体育大会警備費 50,000 円 講演会費 0 円 図書費 70,000 円 美化作業、門松づくり 80,000 円
団体交際費	20,000	20,000	0	慶弔費 20,000 円
負担金	252,720	270,720	△ 18,000	市・県P負担金 720円×352名 (P324、T28)
分担金	48,450	52,200	△ 3,750	県P安互保険 150円×324名(Pのみ)
学校徴収金口座引落手数料	177,650	0		引落手数料(110円×5回×324件)
予備費	1,264,543	228,464	1,036,079	
計	2,913,363	1,851,384	1,061,979	

歳入歳出差引残金なし

上記のとおり提案します。

令和8年4月27日

人吉市立第二中学校PTA会長

令和8年度 人吉市立第二中学校職員紹介

(1) 職員一覧

No	職名	氏名	教科等
1	校長	中野 浩二	学校経営全般
2	教頭	増井 智展	学校経営補佐
3	主幹教諭	唐津 敏	数学
4	3年主任	鶴本 百合子	国語
5	2年主任	井上 智美	音楽
6	1年主任	江口 泰寛	社会
7	1年1組担任	高倉 透摩	保健体育
8	1年2組担任	豊田 愛	国語
9	1年3組担任	三宅 さとみ	英語
10	1年副担任	岡田 愛美	美術
11	2年1組担任	藤川 貴也	数学
12	2年2組担任	山口 愛加	英語
13	2年3組担任	山田 浩史	社会
14	2年副担任	尾方 泰之	理科
15	3年1組担任	谷口 里佳	英語
16	3年2組担任	湊田 和貴	理科
17	3年3組担任	増田 朱音	保健体育
18	3年4組担任	岡田 拓也	技術

No	職名	氏名	教科等
19	3年副担任	小池 ナツエ	家庭
20	3年副担任	野々脇 昌子	家庭
21	あすなろ 1組担任	中村 泰介	特別支援教育
22	あすなろ 2組担任	金子 智恵	特別支援教育
23	あすなろ 3組担任	鳴海 沙織	特別支援教育
24	あすなろ 4組担任	西 浩美	特別支援教育
25	あすなろ 副担任	板野 一生	通級指導教室
26	生徒指導主事	米良 瑛彦	保健体育
27	養護教諭	織田 智恵	保健主事
28	主任事務職員	前田 詩織	事務全般
29	非常勤講師	荒毛 英之	数学
30	非常勤講師	片山 源次	教頭マネジメント支援員
31	会計年度任用職員	早田 幸代	学校支援アドバイザー
32	会計年度任用職員	桑原 弘幸	学校支援アドバイザー
33	会計年度任用職員	角村 久美子	特別支援教育支援員
34	会計年度任用職員	平田 麻耶	図書・給食事務
35	会計年度任用職員	宮原 奈津子	教員業務支援員
36	SC	松尾 尚美	スクールカウンセラー

(2) 主事・主任・教科主任一覧

校長	中野 浩二
教頭	増井 智展
主幹教諭	唐津 敏

事務部	
主任事務職員	前田 詩織
図書事務	平田 麻耶
給食事務	平田 麻耶

主事・主任等	
教務主任	岡田 拓也
生徒指導主事	米良 瑛彦
進路担当	鶴本 百合子
保健主事	織田 智恵
1年主任	江口 泰寛
2年主任	井上 智美
3年主任	鶴本 百合子
研究主任	三宅 さとみ
人権教育主任	岡田 愛美
道徳教育推進教師	谷口 里佳
特別支援教育 コーディネーター	鳴海 沙織

教科主任	
国語	鶴本 百合子
社会	江口 泰寛
数学	藤川 貴也
理科	湊田 和貴
音楽	井上 智美
美術	岡田 愛美
保健体育	高倉 透摩
技術・家庭	岡田 拓也
英語	三宅 さとみ

## (3) 学級担任一覧

学年	組	生徒数			学級担任	学年所属
		男	女	計		
1	1	19	15	34	高倉 透摩	主任：江口 泰寛 副担任：岡田 愛美
	2	19	14	33	豊田 愛	
	3	18	15	33	三宅 さとみ	
	あすなろ2	4	1	5	金子 智恵	
	あすなろ3	5	0	5	鳴海 沙織	
	計	65	45	110		
2	1	19	21	40	藤川 貴也	主任：井上 智美 副担任：尾方 泰之
	2	19	21	40	山口 愛加	
	3	19	21	40	山田 浩史	
	あすなろ1	5	0	5	中村 泰介	
	あすなろ4	1	0	1	西 浩美	
	計	63	63	126		
3	1	18	13	31	谷口 里佳	主任：鶴本 百合子 副担任：小池 ナツエ 副担任：野々脇 昌子
	2	18	13	31	淵田 和貴	
	3	18	13	31	増田 朱音	
	4	17	14	31	岡田 拓也	
	あすなろ1	1	0	1	中村 泰介	
	あすなろ2	0	3	3	金子 智恵	
	あすなろ4	3	0	3	西 浩美	
	計	75	56	131		
全校計		203	164	367		

令和8年4月27日

人吉市立第二中学校

保護者の皆様へ

## 学校管理下におけるけが等の医療費について(お知らせ)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

新学期が始まり、子ども達も元気に学校生活を送っております。

さて、学校生活におけるけが等につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付が適用されます。人吉市では子ども育成医療費助成により、満18歳になる年度末までの子ども医療費が全額市負担となっておりますが、学校生活におけるけが等の医療費については、日本スポーツ振興センターが優先となり、子ども育成医療費は使えません。治療に要した費用につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付になります。ご面倒ではありますが、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

\* 学校生活におけるけがとは？

- ・ 授業中
- ・ 昼休み、休憩時間中
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ・ 修学旅行・集団宿泊教室等
- ・ 部活動(承諾書を出して参加した大会を含む)

\* 医療費について

給付額 「自己負担額」+「総医療費の1割」です。

(例)

総医療費10,000円 (10割)		
医療保険負担分(国保・社保・共済など) 7,000円(7割分)	自己負担額(窓口負担) 3,000円	1割分

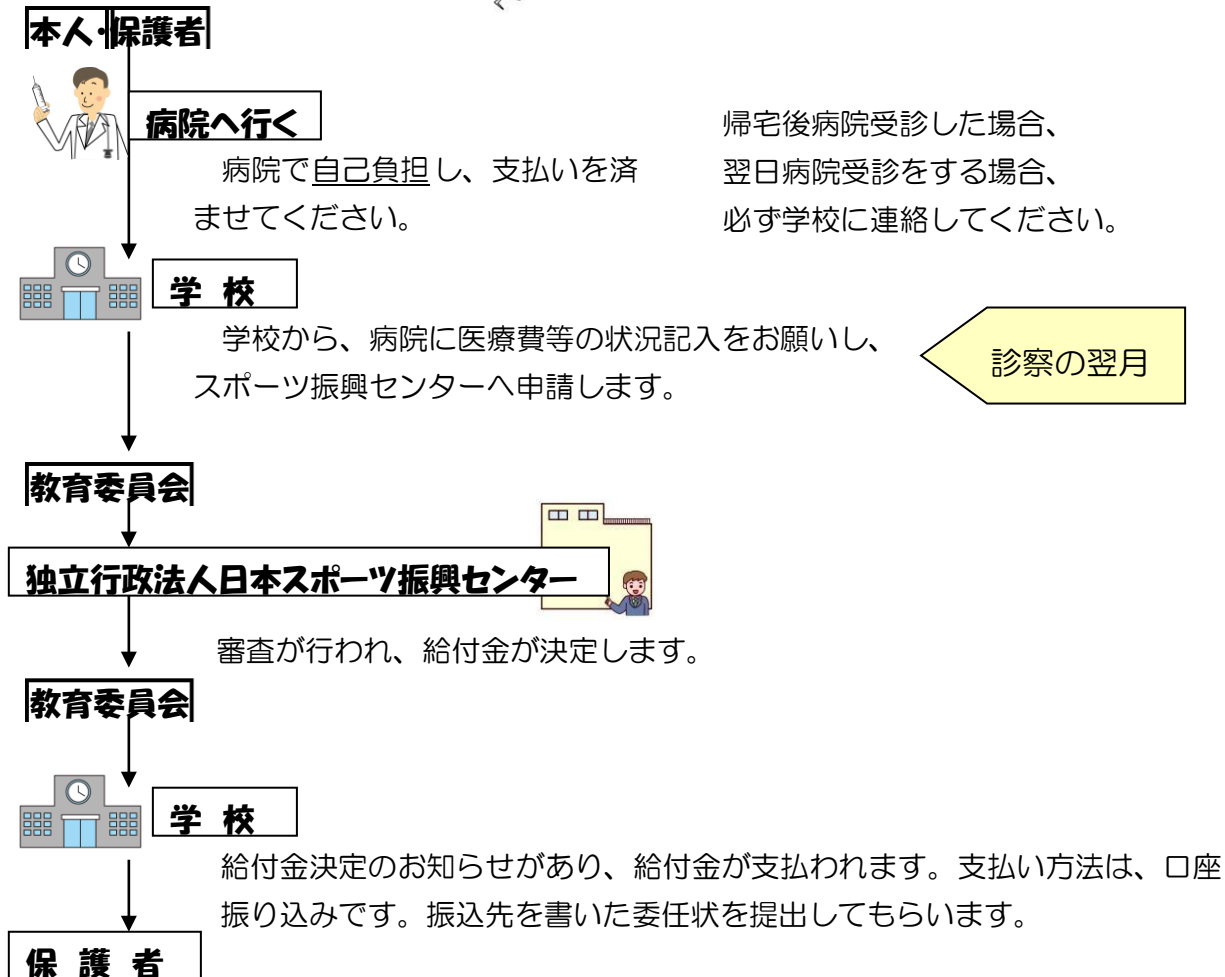
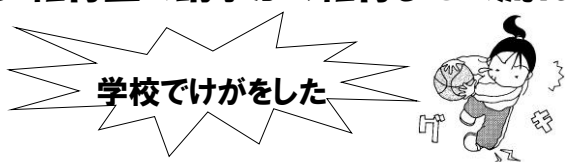
$$\begin{aligned} \text{給付額} &= 3,000\text{円(自己負担)} + 1,000\text{円(1割)} \\ &= 4,000\text{円} \end{aligned}$$

センターより1割分の  
1,000円がお見舞金  
として給付されます。

\* 共済掛金(年額 935円)

保護者負担額 460円 (人吉市教育委員会負担額 475円)

○ 給付金の請求から給付までの流れ(人吉二中の場合) ○



人吉市立小中学校在校生の保護者の皆さまへ

＼ 令和8年度から ／

# 学校給食費を無償化しました

人吉市では、子育て世帯の経済的負担軽減と地域の未来を担う子どもたちのために、令和8年度実施分からすべての市立小中学校における学校給食費を無償化しました。

◆令和8年度 学校給食費の単価（食材実費相当額）

学校区分	年間給食回数	学校給食費（無償化となる金額）		備考（参考）
小学校	184回	一食単価	308円	令和7年度一食単価
		年間	56,672円	280円
中学校	180回	一食単価	360円	令和7年度一食単価
		年間	64,800円	327円

※物価高騰の影響により、児童生徒の成長に必要な質・量の確保が難しいため、令和7年度の金額から増額改定しました。施設の管理費や人件費は上記単価には含まれておらず、別途人吉市が負担します。

※ 無償化に関しての手続き等はありません。

人吉市学校給食センターでは、市内全ての小中学校の給食を調理し、提供しています。今後も引き続き、安心安全で栄養バランスのとれた温かい給食づくりに取り組んでまいります。

問い合わせ先

人吉市教育委員会 学校教育課 学校給食センター係

電話 0966-23-5052（直通）

## 学校賠償 プラン

教育活動をとりまく様々な賠償問題から生徒と学校を守る保険



### このような場合にお役に立ちます

#### 学校の法律上の 損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が生徒または第三者に損害をあたえた場合

教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。

#### 生徒個人の法律上の 損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合

#### 教職員個人の 法律上の 損害賠償責任

学校の教育活動中に教職員の個人行為(注)によって、生徒または第三者に損害をあたえた場合

(注) 学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、スポーツなどの行為をいいます。

#### 外部協力員の 法律上の 損害賠償責任

ゲストティーチャー、ボランティア等の外部の学校教育指導協力者が、生徒または第三者に損害をあたえた場合

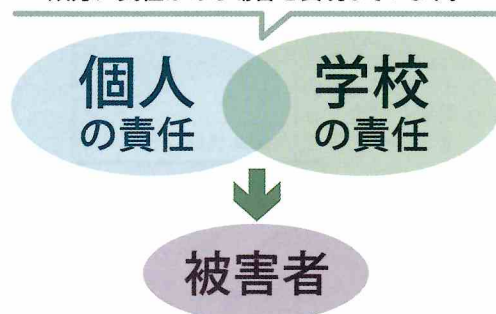
# ビジサポ学校賠償プラン

## 3の特長

### 特長 1 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

1 通常の学校賠償保険では学校、教職員の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。



### 特長 2 生徒により自校の建物等が損壊された場合を補償します

2 Y22 財物復旧費用補償特約（学校用）※限度額1事故につき200万円

生徒による偶然な事故により、学校の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に補償します。（教職員の行為による事故は対象外となります。）

※ GIGA スクール等で学校から貸与されるタブレット型コンピューターやノートパソコン等の破損は補償対象外です。



### 特長 3 学校特有のリスクをカバーします

3 1 職業体験にかかわる事故

職業体験において生徒による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負った場合も補償対象となります。

2 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

3 生徒による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または部活動の試合会場等までの合理的な経路に限ります。

4 教職員による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路に限ります。

5 近隣住民からの不当な要求に対応するための法律相談費用（オプション）  
（クレーム等対応費用補償特約）※保険証券記載の施設または業務に関連するクレームが対象です。  
法律相談費用の支払限度額は1事故・保険期間中100万円です。

# 保険金をお支払いする主な場合（I施設業務特約）

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。  
また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき1,000万円<sup>(注1)</sup>まで補償します。

(注1) 保険証券記載の財物の支払限度額といずれか低い額となります。

## 施設のリスク



野球部の練習中に打ったボールが穴のあいたフェンスを通して、駐車中の保護者の車を破損させてしまった

## 業務遂行のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった



理科の実験中に器具の使用方を誤って教えたために、生徒にケガをさせてしまった



家庭訪問に自転車で向かう途中に、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

## サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 損害・5,000万円、1億円、3億円の賠償金・3パターンから選択可能

次ページの説明もご参照ください



生徒の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外部に流出したとして損害賠償請求を受けた



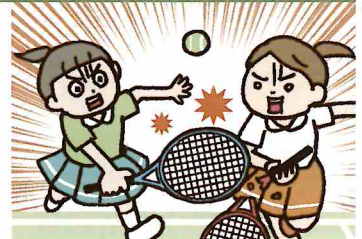
情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支出した

## 被害者見舞費用

支払限度額 ▶▶▶ 身体の障害に対しては1名につき10万円  
財物の損壊等に対しては1事故につき10万円



体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼鏡を破損させた



テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

## 保管（借用・受託）財物のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の財物の損壊等の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額<sup>(注2)</sup>



生徒から預かったスマホを誤って紛失してしまった



体育の時間中、学校側で教室に鍵をかけていたが、職員が鍵を落としたことにより、教室に保管していた制服が盗難されてしまった



近隣の企業から借りたテントを先生が誤って破損させた



リースで借りているパソコンに教師が誤ってコーヒーをこぼしてしまい破損させた

(注2) 自動車または原動機付自転車（またはこれらの付属品（他人から借用・リースしたもので作業場内に所在するものおよび登録番号のないものを除きます。）、運送貨物の損壊等は補償されません。

# サイバー・情報漏えい事故補償特約の特長

- 特長 1.** 情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します。 日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウイルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます。
- 特長 2.** 万が一、情報漏えい等が発生した場合でも、原因調査 ▶ 訴訟対応 ▶ 損害賠償 ▶ 再発防止まで、トータルで補償します。 万全なセキュリティ対策でも、日々高まるサイバーリスクをゼロにすることはできません。
- 特長 3.** 個人情報保護法改正(2022年4月施行)に対応しています。 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用や、公的調査に対応するために支出した弁護士報酬、コンサルティング費用を補償します。

## 職業体験中のリスク

### 支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



職業体験の受入先企業でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した



職業体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んでしまい骨折させてしまった



職業体験中に生徒がラーメンをお客さまにこぼしてしまい、お店が損害賠償請求を受けた



職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を生徒に落としてしまいケガをさせた

## 個人行為事故のリスク(生徒、教職員および外部協力員)

### 支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額



部活動の試合に自転車で行く途中通行人をはねてケガをさせた



修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落下、破損させてしまった



休み時間にキャッチボールをしていたところ、ボールがそれて先生の車に損害を与えた



外部協力員が車椅子の生徒と休憩時間に遊ぼうとしたが、よそ見をしている間に転倒させてケガをさせた

## 対物超過復旧費補償特約

### 支払限度額 ▶▶▶ 1事故につき100万円

**補償内容** 他人の財物の損壊等について、再調達価額、または修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

事故例

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。時価は10万円と認定されたが修理(交換)費用として30万円かかる。



本来であれば損害賠償額(時価)の10万円しかお支払いできないが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。



保護者の皆様

# わくわくサポーター 大募集

「わくわくサポーター」とは

地域の方々がサポーターとなって、学校の要請に応じて学校の教育活動を応援する人です。

～例えば～

## 小学校

- あいさつ運動
- 読み聞かせ
- グランドゴルフ交流
- 昔遊び補助
- 町たんけん引率見守り
- 裁縫補助
- ミシン補助

## 中学校

- あいさつ運動
- 読み聞かせ
- 地域文化理解
- 持久走大会見守り など 活動中にケガや事故が起きた場合は、公民館総合保



町たんけん引率見守りの様子

※この他にもいろいろな活動があります。 障制度を適用します。

## 申込方法

各学校の事務室に置いてある申込用紙、または右側のQRコード  
または下記のURLからでもできます。

URL

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSexO8er4SPZ8E4T2-7m6MI9WeX9X8toNq5xLVwcWOS6kSzg2Q/viewform?usp=header>

申込み用 QR コード



「できる人が できるときに できることから」

♥ みなさんのご応募をお待ちしています ♥

事務局

人吉市教育委員会 社会教育課  
地域学校協働活動推進員

田代・松舟・岩崎

TEL 22-7028 (直通)